

令和 7 年度 新型コロナワクチン定期予防接種のお知らせ



このお知らせをよくご覧になり、ワクチンの効果や副反応をご理解のうえ、接種を希望する方は、下記の接種期間中で体調の良いときに接種をしてください。

対 象 者	接種日時時点でさいたま市に住民登録があり、次の(1)(2)のいずれかに該当する方 (1) 65 歳以上の方 (2) 60 歳以上 65 歳未満で、厚生労働省令で定める、心臓、腎臓又は呼吸器等の機能に極度（身体障害者手帳 1 級相当）の障害を有する方 ※確認できる身体障害者手帳又は診断書等を接種医療機関にご持参ください。
接 種 場 所	さいたま市定期予防接種実施医療機関（事前予約） ※市内実施医療機関以外を希望する場合、事前に各区保健センターまたは保健所感染症対策課へご相談ください。
接 種 回 数	1 回（定期接種（市の助成）は、接種期間内に 1 度限りです） ※新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンは同時接種できます。
接 種 期 間	令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日
個 人 負 担 金	12,100 円（税込）※助成後の金額です。 ※次の(1)～(3)のいずれかに該当する方は、個人負担金が免除されます。 ただし、接種後の個人負担金の返金はありません。 (1)生活保護世帯の方、(2)中国残留邦人等支援給付制度受給者の方、 (3)市民税非課税世帯（世帯全員が非課税）の方

【接種の際持参する物】

- 予 診 票：さいたま市定期予防接種実施医療機関で事前にお受け取りください。
※市外（県内）相互乗入接種医療機関、老人保健施設等で接種を希望される方は、事前に各区保健センターまたは保健所感染症対策課に予診票の入手方法をご確認ください。
- マイナ保険証：マイナンバーカードまたは資格確認書（国民健康保険、後期高齢者医療）など
- 本人確認書類：接種を受ける方がさいたま市民であることが確認できるもの
（介護保険証、マイナンバーカード、運転免許証など）
- 個 人 負 担 金：お釣りのないよう、ご準備ください。
※個人負担金免除の方は以下を医療機関にご提示ください。

個人負担金免除対象	提示するもの
生活保護受給者	生活保護受給者証
中国残留邦人等支援給付制度受給者	本人確認証
市民税非課税（世帯全員が非課税）の方	《次の①～③のいずれか》 ①「介護保険料決定通知書」または「介護保険料納入通知書」 ※市民税課税区分欄が「世帯 非課税」となっているものに限る ②後期高齢者医療資格確認書 ※限度区分が「区Ⅰ」「区Ⅱ」となっているものに限る ③無料券

※無料券は、接種後の発行はできません。接種前に各区保健センターまたは保健所感染症対策課へ申請方法をご確認ください。

※無料券を本人、同居の家族、後見人以外の方が申請する場合は委任状が必要です。

※市民税非課税（世帯全員が非課税）の方で、本人または同一世帯の方が、令和 7 年 1 月 1 日時点でさいたま市に住民登録がない場合は、事前にご相談ください。

【予診票記入時の注意】

- 接種日当日の体調をよく確認の上、太枠部分を黒ボールペンで正確に記入してください。
- 「診察前の体温」は、医療機関で記入してください。
- 医師の診察の結果、接種が可能と判断された場合、予診票下部の「新型コロナワクチン定期予防接種希望書」の（接種を希望します・接種を希望しません）のいずれかに○を記入してください。接種を希望する場合は、接種日の日付を記入し、接種を受ける方ご本人が署名（*）してください。
- 接種を受けるご本人が署名（*）をすることが困難な場合、代筆者はご本人の接種を受ける意思を確認し、予診票に確認方法を記入し、ご本人と代筆者の署名をしてください。
- 予防接種を受ける方の同意がない場合は、医師は予防接種を行いません。

インフォームドコンセント（説明と同意）

予防接種は接種を受ける方の意思に基づいて接種を受けるものです。予防接種について、医師から説明を聞き、十分に理解したうえで接種を希望するか希望しないか判断してください。医師の説明に基づく被接種者の同意がない場合、医師は接種を行いません。



※予防接種を受ける前に心配なことがある場合は、事前に接種医等に相談しましょう。

※予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

※認知症などにより正確な意思の確認がしにくい場合には、家族やかかりつけ医等の協力を得て、接種意思を確認してください。

新型コロナウイルス感染症について

1 感染経路

新型コロナウイルス感染症にかかった人が咳やくしゃみをするることにより、ウイルスが空気中に拡がり、それを吸い込むことによって感染します。また、ウイルスがついた手で目や鼻、口を触ることで感染することもあります。

2 症 状

症状は、発熱や咳、倦怠感、鼻水、鼻づまり、筋肉痛、下痢など多様です。発症者の多くは軽症ですが、高齢者や基礎疾患のある方は重症化するおそれがあります。

また、新型コロナウイルス感染症にかかった後、ほとんどの方は時間の経過とともに症状が改善しますが、症状が長引くことがあります。症状が改善せず続く場合には、かかりつけ医や医療機関に相談しましょう。

3 感染対策

「咳エチケット」や「手洗い（手指消毒）」、「換気」などが効果的です。日頃から十分な栄養や休養をとることも大切です。

新型コロナワクチンについて

1 新型コロナワクチン予防接種の有効性

新型コロナワクチンは、有効性や安全性が確認された上で薬事承認されています。さらに、国内外で実施された研究などにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する効果が認められたと報告されています。

インフルエンザワクチンや成人用肺炎球菌、带状疱疹ワクチンなどの他のワクチンとの同時接種については、医師が特に必要と認めた場合は可能です。また、他の種類のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

2 新型コロナワクチンの副反応

接種した部位の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢等がみられることがあります。こうした症状の大部分は接種後数日以内に回復しています。稀にアナフィラキシー（急性のアレルギー反応）が発生したことが報告されています。また、ごく稀ではあるものの、ワクチン接種後に心筋炎や心膜炎、ギランバレー症候群が報告されています。接種後気になる症状があった場合は、接種医またはかかりつけ医に相談してください。

接種にあたって

1 接種を受けることができない方

(1) 接種当日に明らかな発熱がある方（一般的に37.5℃以上の場合を指します）

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方

急性の病気で薬を飲む必要があるような人は、その後の病気の変化がわからなくなる可能性があるため、その日は接種を見合わせるのが原則です。

(3) ワクチンの成分に対し、アナフィラキシーなど重度の過敏症の既往歴のある方

アナフィラキシーなどの重度の過敏症とは、通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応等や、発汗、顔が急に腫れる、全身にじんましんが出る、吐き気、嘔吐、息が苦しい等の症状に続き、血圧が下がっていく等、激しい全身症状等です。

(4) その他、医師が不適当と判断した場合

上記(1)～(3)に該当しなくても医師が接種不適当と判断した時は接種できません。

2 接種を受ける際に担当医師とよく相談しなければならない方

(1) 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他慢性の病気等を有している方

(2) 今までにけいれんを起こしたことがある方

(3) 今までに免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる方

(4) 今までに予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状が出た方

(5) ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある方

3 接種後の注意事項

- (1) 接種後30分間は急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）と**すぐに連絡が取れる**ようにしておきましょう。
- (2) ワクチンを接種した後は、**接種部位の痛みや倦怠感、発熱、頭痛等が生じることがあります**。接種当日・翌日に無理をしないで済むように予定を立てておくとい良いでしょう。
- (3) **入浴は差し支えありませんが**、接種した部位を強くこすることはやめましょう。
- (4) 接種当日はいつもどおりの生活をして構いませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- (5) 接種日時点でさいたま市に住民登録のない方や規定回数を超える接種を行った場合等、**公費（定期）接種による条件を満たしていない場合は、接種費用は自己負担となり、接種後に医療機関に接種費用をお支払いいただきます。**

その他

1 予防接種を受けない場合

接種医の説明を十分聞いた上で、ご本人が接種を希望しない場合や、家族やかかりつけ医の協力を得ても本人の意思が確認できなかったため接種をしなかった場合、また、当日身体状況等により接種をしなかった場合等において、その後新型コロナウイルス感染症に「り患」あるいは「り患したことによる重症化、死亡」した場合は担当した医師にその責任を求めることはできません。

2 副反応が起こった場合

接種後、副反応が起こることがあります。また、接種と同時に他の病気がたまたま重なって現れることがあります。接種後、接種した部位が痛みや熱をひどくもってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、高熱等が現れたら、医師（医療機関）の診察を受けてください。

3 予防接種健康被害救済制度について

定期接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものの因果関係を予防接種・医療・法律等各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定される必要があります。

○市内実施医療機関または市外（県内）相互乗入接種協力医療機関で接種を希望している場合は、**さいたま市の定期接種（公費）として接種が可能な医療機関が事前に確認**してください。

○**老人保健施設等で接種される方は、接種前に必ず各区の保健センターでの手続きが必要**です。なお、施設または医療機関に支払った接種費用から個人負担金を控除した額を、市が設定した上限額の範囲で交付する「予防接種料交付金交付制度」があります。

各区保健センターまたは保健所感染症対策課へご相談ください。



問合せ先（午前8時30分～午後5時15分 土・日・祝日・年末年始は除く）

西区保健センター	TEL 620-2700	Fax 620-2769	桜区保健センター	TEL 856-6200	Fax 856-6279
北区保健センター	TEL 669-6100	Fax 669-6169	浦和区保健センター	TEL 824-3971	Fax 825-7405
大宮区保健センター	TEL 646-3100	Fax 646-3169	南区保健センター	TEL 844-7200	Fax 844-7279
見沼区保健センター	TEL 681-6100	Fax 681-6169	緑区保健センター	TEL 712-1200	Fax 712-1279
中央区保健センター	TEL 840-6111	Fax 840-6115	岩槻区保健センター	TEL 790-0222	Fax 790-0259

さいたま市保健所感染症対策課：TEL 840-2211 Fax 840-2230